単　位　事　務　名

定時制通信教育手当

〈コード〉０３１８

根拠および参考法令	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法，同施行令，同施行規則 鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【学校職員給与条例第７条の８】 定時制通信教育手当の支給に関する規則　【昭和36年３月22日規則第２号】 定時制通信教育手当の支給に関する規則及び産業教育手当の支給に関する規則の一部改正について（通知）　【平成18年４月21日鹿教教第53号】 給与関係コード表（職コミ・ライブラリ掲載）　【県発行】 鹿児島県職員給与データ収集・配信システムマニュアル【平成25年5月企画部情報政策課】 給与事務処理要綱　【平成５年12月24日会計課長通知】
項　目	処　理　方　法
支給範囲および支給額	夜間定時制の課程を置く高等学校又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する教育職員のうち，本務として当該高等学校の校長の職にある者，夜間定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として夜間定時制の課程又は通信制の課程における教育に従事する教諭，養護教諭，助教諭，養護助教諭，講師及び教育委員会規則で定める実習助手に支給される。　【学校職員給与条例第7条の8第1項】 ※　再任用職員(フルタイム勤務)にも支給する。

1

課　程	職務の級	手当の月額	手当支給コード
夜間定時制の課程	１級	19,000円	1
	２級以上の級	24,000円	2
通信制の課程	１級	10,000円	3
	２級以上の級	12,000円	4

2　本務として夜間定時制の課程及び通信制の課程を併置する高等学校の校長の職にある者の手当の月額は，前項の規定にかかわらず，24,000円とする。ただし，第５条第２項の規定（次頁「支給方法」の３）に該当する場合における当該月の手当の額は12,000円とする。　【定時制通信教育手当の支給に関する規則第３条】

3　再任用短時間勤務職員・育児短時間勤務職員等・任期付短時間勤務職員の取扱い

$$\text{定額} \times \frac{n}{38.75} = \text{支給額（１円未満切り捨て）}$$

※ｎ＝１週間の勤務時間

項　　目	処　　理　　方　　法
	4　支給を受ける実習助手の範囲 (1)　高等学校を卒業した者，若しくは，高等専門学校の第３学年の課程を終了した者，又は，これらと同等以上の学力があると教育委員会が認める者で，その者の従事する実験又は実習（次号において「担当実習」という。）に関し技術優秀と認められるもの。 (2)　３年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者で，当該担当実習に関し技術優秀と認められるもの。　【定時制通信教育手当の支給に関する規則第２条】
勤　務　簿	校長は，受給者ごとに定時制通信教育手当受給者勤務簿（別記様式）を備え，整備しなければならない。　【定時制通信教育手当の支給に関する規則第６条】
支　給　方　法	1　給料の支給方法に準じて支給する。　【同上第４条】 2　手当は，月の１日から末日までの間において，次に掲げる日に該当する日（次項に規定する日を除く。）を合計した日数が15日（再任用短時間勤務職員にあっては，当該日数に勤務時間条例第２条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を，育児短時間勤務職員等にあっては当該日数に勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を，任期付短時間勤務職員にあっては当該日数に勤務時間条例第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じた日数（１日未満の端数を生じたときは，これを四捨五入して得た日数とする。））を超える場合は支給しない。 (1)　出張をした日 (2)　研修を受けた日 (3)　勤務しなかった日（鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第20条第１項の場合及び公務上負傷し，若しくは疾病にかかり，又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項に規定する通勤をいう。）により負傷し，若しくは疾病にかかった場合であって，同条例第14条の規定により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。） 3　夜間定時制の課程において、昼間に勤務時間を割り振った日が月の１日から末日までの間において合計して15日を超える場合は，前項の規定にかかわらず，第３条第２項に定める者を除き，手当は支給しない。
電　算　報　告	「給与手当報告書２」により報告をする。 （別紙記入例を参照のこと）
留　意　事　項	定通手当受給者は，教員特別手当の支給率が定額の $\frac{2}{4}$ または $\frac{3}{4}$ に減ぜられるので注意すること。（教員特別手当の項参照のこと）